

令和 2 年 5 月 7 日
商工労働部経済政策課
043-223-2709

緊急事態措置の延長に伴う中小企業に対する追加支援について

緊急事態措置の延長（5月31日まで）に伴う、中小企業（個人事業主含む）に対する影響を踏まえ、千葉県中小企業再建支援金の支給額について、一律10万円を追加し、最大40万円（現行30万円）とすることとしましたので、お知らせいたします。

1. 追加支援の概要

(1) 追加支援の金額：10万円（現行：最大30万円→追加後：最大40万円）

※売り上げが大幅に減少している事業者に対し、最大30万円を支給する制度を創設したところですが、今回の緊急事態措置の延長に伴う更なる影響を考慮し、一律10万円を追加するものです。

(2) 休業要請対象業種に関する取扱い

① 支給対象要件

- ・追加分についても、県の休業要請（19時以降の酒類の提供の自粛要請含む：以下同じ）の対象業種の場合、休業要請に協力いただくことが支給の要件となります。
- ・休業要請については、全期間協力いただくことが基本ですが、追加分について確認を行うのは、5月9日から31日までのすべての期間とします。
- ・緊急事態措置の延長に伴う休業要請に協力いただけない場合は、追加分の支給対象となりません。

② 申請手続

- ・郵送の場合は5月7日から、オンライン提出は5月11日から受付を開始します。（これまでのスケジュールと変更ありません。）
- ・休業要請への協力の確認について、5月31日まで休業を行う旨を確認できる書類（HPや貼り紙の写し等）を提出いただければ、休業要請の終期を待たずに申請を行うことが可能です。

2. 予算について

補正予算額 70億円（既定予算と合わせ170億円）※財源は金額国庫支出金

※5月7日から申請受付が始まる本支援金を速やかに支給するため、知事専決による予算措置を行います。

3. 本支援金申請についての問い合わせ先

千葉県中小企業再建支援金相談センター

【電話番号】0570-044894

【受付時間】（6月まで）午前9時から午後6時まで（土・日・祝含む）

（7月まで）午前9時から午後5時まで（土・日・祝除く）

千葉県中小企業再建支援金特設サイト <https://www.chiba-shienkin.com/>

※申請書等はこちらからダウンロードできます。